

会計検査院・国税庁の指摘に対する対応について (病床確保料に係る消費税)

厚生労働省作成資料

【会計検査院による検査報告】

- 消費税納税者は課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額（仕入控除税額）を控除
- 補助金等の収入が全収入の5%以上を超える国・地方公共団体や公共・公益法人等（日赤、済生会、社会医療法人等）は仕入控除税額の調整計算を行う必要があるが、検査対象とした公立病院等221事業者及び公共・公益法人等198事業者のうち、半数以上が病床確保料に係る調整計算を誤っていたほか、うち38事業者は調整計算自体を行っていないかった。
- ある社会医療法人では令和2～3年度において多額の病床確保料が交付されたことにより、補助金等の収入が全収入の5%以上を超えることとなったが、調整計算の必要性を認識していなかったため、再計算した場合は令和2年度が約109万円、令和3年度が約201万円の仕入控除税額の減少が見込まれている。
- これは、国税庁において、病床確保料に係る調整計算の取扱いについて十分に周知されているか検討されていないかったことや税務署における申告審査体制が十分ではなかったことによるもの。

【当面の対応】

- 今後、病床確保料のように用途が特定できない補助金を創設する際は、事前に交付要綱等を国税庁に協議の上、調整計算の取扱いについて十分に周知できているか確認することとした。
- その上で、調整計算が誤っている公立病院等や公共・公益法人等に対しては正しく計算し直してもらうよう促していく予定。

【今後のスケジュール及び対応】

- ① 厚生労働省から都道府県に対し、公立病院等や公共・公益法人等に対して正しい計算方法等を周知し、再計算を依頼。
- ② 国税庁が全国の税務署に対して情報提供（予定）。

(参考①) 調整計算の流れ

【STEP 1】 補助金等収入について、交付要綱等や用途特定文書を確認して

- ①課税仕入れ等に係る特定収入
- ②用途不特定の特定収入
- ③特定収入以外の収入（特定支出のためにのみ使用することとされている収入等）に分類する。

【STEP 2】 ①と②は「特定収入」となり、当該収入が全収入の5%以上を超えていた場合は仕入控除税額の「調整計算」を行う。

【STEP 3】 ①は課税仕入れ等に係る収入となるので、そのまま当該収入×消費税率が仕入控除税額となる。

②は全収入における②の割合を調整前の仕入控除税額に乘じ、当該金額を調整前の仕入控除税額から控除したものが仕入控除税額となる。

③は調整計算の対象外となる。

病床確保料は診療報酬と同様に用途は特定されていないため②に該当するが、病院側で③に分類していた場合は②が増額となり仕入控除税額が減少することとなる。（=控除消費税率が減少するため納税額の増額が見込まれる。）

(参考：会計検査院作成資料)

図1 仕入控除税額の調整計算の概念図

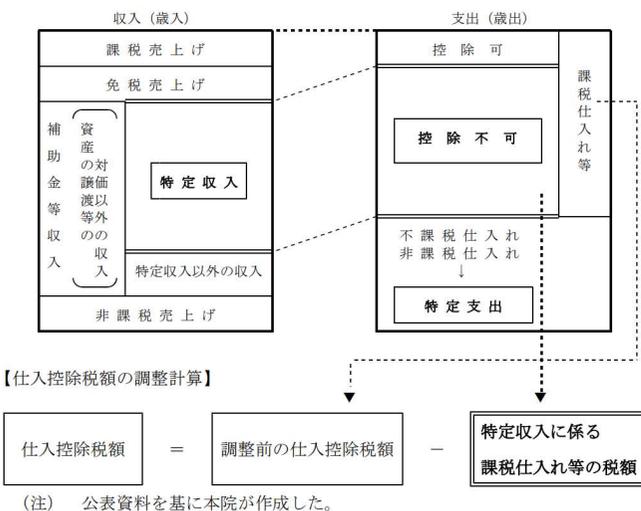


図2 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の算定方法

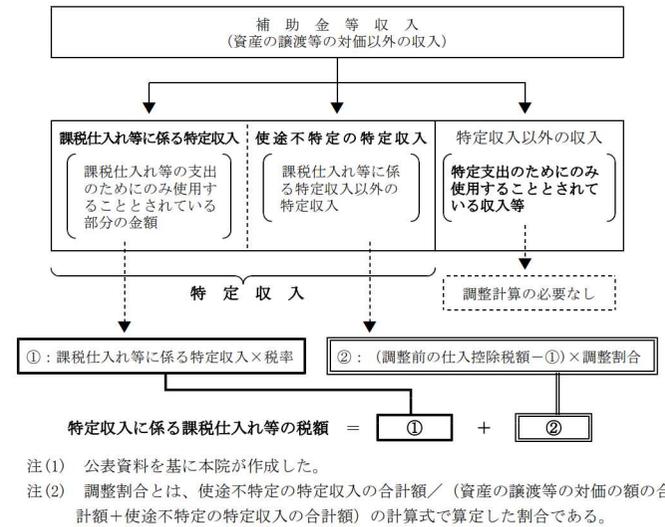
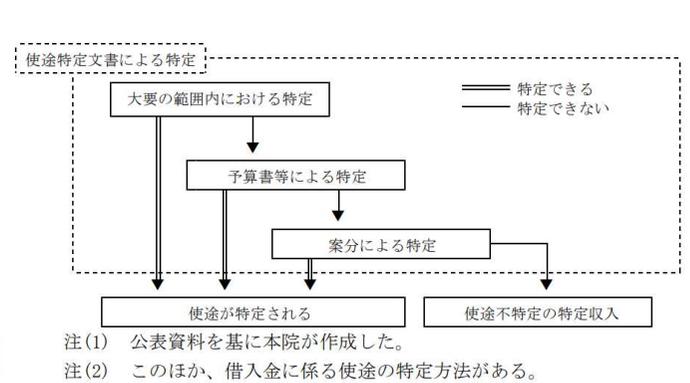


図3 用途特定文書による特定における合理的な方法



(参考②) 調整計算のシミュレーション

○ 売上：100億、課税売上割合：5%、補助金：10億で仮定した場合、単年度で230万円の消費税納税額の増が見込まれる。

※シミュレーション数値

単位：百万円

項目		金額	特定収入
売上	①課税売上（自由診療等）	500	—
	②非課税売上（社会保険診療等）	9,500	—
	③課税売上割合（①／①＋②）	5%	—
仕入	④課税仕入れ等	5,000	—
	（参考）非課税仕入等（人件費）	5,000	—
補助金	人件費に充てるための補助金	1,000	×
	⑤課税仕入れ等のみ用途が特定	0	○
	⑥用途が特定されていない	0	○
	⑦調整割合（⑥／①＋②＋⑥）	0.0%	—

人件費に使うものとして用途が特定されている場合の計算

A.課税標準額に対する消費税額（①×10%）	⇒	50
B.調整前の仕入税額控除（③×10%×④）	⇒	25
C.特定収入にかかる課税仕入れ等の税額（⑤×10/110×③）	⇒	0
D.特定収入のうち用途が特定されていない部分の金額（B-C）×⑦	⇒	0.0
消費税の納付税額=A - (B-(C+D))	⇒	25.0

※シミュレーション数値

単位：百万円

項目		金額	特定収入
売上	①課税売上（自由診療等）	500	—
	②非課税売上（社会保険診療等）	9,500	—
	③課税売上割合（①／①＋②）	5%	—
仕入	④課税仕入れ等	5,000	—
	（参考）非課税仕入等（人件費）	5,000	—
補助金	人件費に充てるための補助金	0	×
	⑤課税仕入れ等のみ用途が特定	0	○
	⑥用途が特定されていない	1,000	○
	⑦調整割合（⑥／①＋②＋⑥）	9.1%	—

用途が特定されていない特定収入とした場合の計算

A.課税標準額に対する消費税額（①×10%）	⇒	50
B.調整前の仕入税額控除（③×10%×④）	⇒	25
C.特定収入にかかる課税仕入れ等の税額（⑤×10/110×③）	⇒	0
D.特定収入のうち用途が特定されていない部分の金額（B-C）×⑦	⇒	2.3
消費税の納付税額=A - (B-(C+D))	⇒	27.3